

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第3項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月28日
【事業年度】	第10期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社CS - C
【英訳名】	CS-C.Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶原 健
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦四丁目13番23号
【電話番号】	03-5730-1110
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 林 宏一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦四丁目13番23号
【電話番号】	03-5730-1110
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 林 宏一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
売上高 (千円)	1,143,330	1,586,482	2,240,077	1,947,704	1,907,963
経常利益 (千円)	118,928	163,524	125,211	63,113	168,278
当期純利益 (千円)	48,149	108,433	73,584	18,266	118,023
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000,000
純資産額 (千円)	269,040	377,474	452,459	470,725	588,748
総資産額 (千円)	470,342	707,892	795,834	863,857	1,041,154
1株当たり純資産額 (円)	26,904.07	37,747.47	90.21	93.86	117.46
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	4,814.96	10,843.39	14.71	3.65	23.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	57.2	53.3	56.7	54.3	56.4
自己資本利益率 (%)	24.6	33.5	17.8	4.0	22.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	53,197	79,044	221,484
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	121,728	93,369	78,838
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	1,400	45,002	9,996
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	320,134	350,811	483,461
従業員数 (人)	44	65	138	151	141
(外、平均臨時雇用者数)	(31)	(29)	(26)	(44)	(36)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	-
最低株価 (円)	-	-	-	-	-

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う対策として、中小企業支援のメリットを享受するため、2020年7月31日付で、資本金を100,000千円から50,000千円に減資いたしました。

5. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第7期から第10期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は期末日時点で非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は期末日時点で非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
8. 第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
9. 主要な経営指標等の推移のうち、第6期及び第7期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
10. 第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
11. 2021年9月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
12. 第6期から第9期において従業員が大幅に増員したのは、主として事業拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。
13. 第6期から第10期の株主総利回り及び比較指標、最高株価、最低株価については、2021年12月24日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。

2【沿革】

2011年10月	梶原健（当社代表取締役社長）が株式会社C S - C（資本金1,000千円）を東京都北区に設立
2012年7月	「外食版S E Oサービス」（注1）をリリース
2013年12月	本店を東京都豊島区へ移転
2014年4月	ローカルビジネスのデジタルマーケティングを運用するハンズオン型コンサルティングサービス「C +」グルメ版（注2）をリリース
2015年1月	本店を東京都渋谷区へ移転
2016年10月	本店を東京都港区へ移転
2018年10月	SaaS（注3）型統合マーケティングツール「C - m o」グルメ版（注2）をリリース 本店を東京都港区内で移転 ハンズオン型コンサルティングサービス「C +」ビューティー版（注2）をリリース
2019年1月	大阪府大阪市西区に大阪支社開設
2020年6月	テイクアウトやデリバリーを強化する飲食店向けに特化したサービス「C + ToGo」（注4）をリリース
2021年2月	SaaS型統合マーケティングツール「C - m o」ビューティー版（注2）をリリース
2021年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

- （注）1．外食版S E Oサービス：Web上での集客効果を向上させるため、業界メディア（ぐるなび、食べログなどの広告媒体）以外の集客導線を作るために、検索エンジンの検索結果を上位表示させるサービスです。
- 2．各サービス内容につきましては「第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。
- 3．SaaS：Software as a Serviceの略称。ソフトウェアを、インターネットを通じて遠隔から利用者に提供する方式。利用者はWebブラウザなどのクライアントを用いて事業者の運用するサーバーへアクセスし、ソフトウェアを操作・使用する。
- 4．C + ToGo：当社のサービスである「C +」と持ち帰り（テイクアウト）を意味する「To Go」を組み合わせた造語であり、テイクアウトやデリバリーを強化する飲食店向けに特化したサービスの名称です。

3【事業の内容】

1. ミッション及びビジョン

当社は、「かかわるC(*1)に次のステージを提供し、笑顔になっていただく」というミッションのもと、「マーケティング、テクノロジー、コンサルティングスキルを武器とし、ローカルビジネス(*2)の活性化を通じて、消費者に日々の楽しみを提供し、店舗、街・地域、国が活性化されている状態」「公益資本主義(*3)の浸透により、ビジネスと社会貢献が両立する世界が確立している状態」という2つのビジョンを掲げ、ローカルビジネスを展開する企業の成長を支援するローカルビジネスDX事業(*4)を展開しております。

(*1)当社では「かかわるC」を次のように示しています。

「CLIENT(クライアント)」

経営課題を解決することによって、クライアントの悩みや不安が笑顔に変わる

「COUNTRY・COMMUNITY(国・地域)」

公益資本主義の浸透により、世の中の不均衡が少しずつ改善されていき、国、地域に笑顔が増えていく

「CONSUMER(消費者)」

普段の生活の中で世の中に少し良いことができることで、いい気持ち、笑顔になれる

マーケティング・テクノロジー・コンサルティングスキルを武器とし、ローカルビジネスの活性化を通じて消費者に日々の楽しみを提供し、店舗、街・地域、国が活性化されている状態

「CHILDREN」

公益資本主義の浸透により、世の中の不均衡が少しずつ改善されていき、子どもたちに笑顔が増えていく

公益資本主義の浸透により、ビジネスと社会貢献が両立する世界が確立している状態

(*2)ローカルビジネス

個人事業主や中小企業を中心とした、地域に根付いた店舗ビジネスの総称(ビューティー、グルメ、トラベル、アパレルなどのジャンルがあります。)

(*3)公益資本主義

世の中の不均衡を是正することを目的とし、会社経営で得た利益の一部を社会の課題解決に取り組んでいる組織(NPO法人等)へ再配分する、という考え方です。

(*4)ローカルビジネスDX事業

当社の事業名でありますローカルビジネスDX事業とは、「ローカルビジネス」と「DX(Digital transformation:企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。)」を組み合わせた造語です。ローカルビジネスに対して、当社のサービスである「C - mo」及び「C +」を提供することにより、ローカルビジネスのDX化を促進するセグメントになります。

2. 事業の概要

当社は、ローカルビジネスを展開するクライアントに対し、実店舗へのコンサルティング活動から蓄積したビッグデータ、ノウハウを活用して独自開発をしたSaaS型統合マーケティングツールを提供することで、クライアントのデジタルマーケティング領域における課題を総合的に解決する『ローカルビジネスDX事業』を営んでおります。

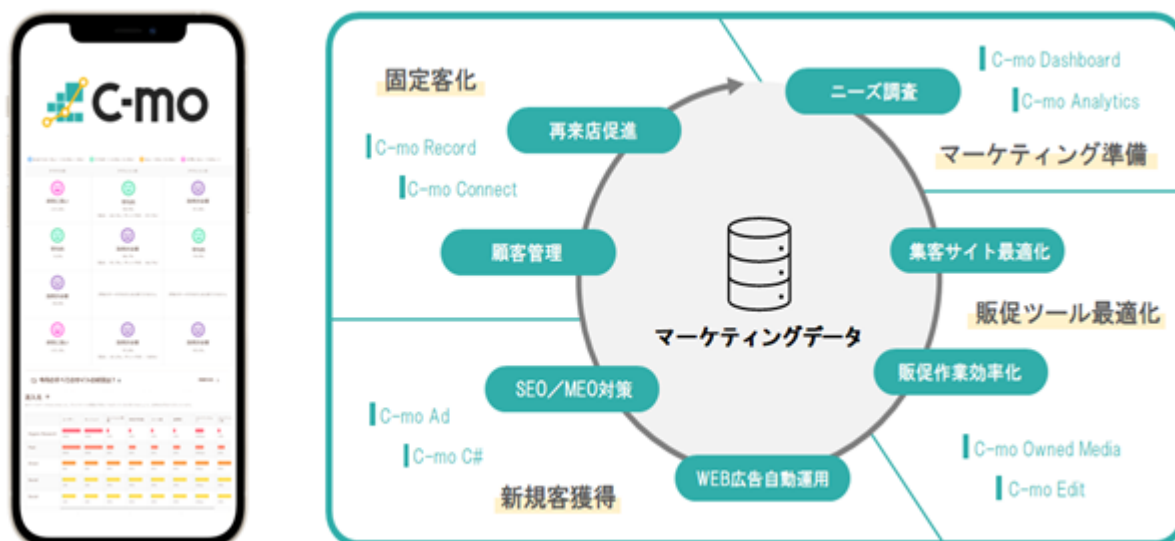
当社はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであり、「C - mo」「C +」「デジタル広告」の3つのサービスを展開しております。

現時点におきましては、ローカルビジネスの中でも最大のマーケットであるビューティー業界とグルメ業界への積極的なサービス提供を行っておりますが、今後はコロナ禍の収束後のビューティー業界、グルメ業界の成長と共に、当社の各業界へのサービス提供をより積極的に進めると共に、別業界へのさらなる横展開を進めてまいります。

(1) C - mo

「C - mo」とは、「C +」を通じて、実店舗のコンサルティング活動から得られたマーケティングナレッジ及びビッグデータを活用して独自に開発した、店舗マーケティングのDX化をワンストップで実現し、店舗のデジタルマーケティングをPC、タブレット、スマホで簡単に操作できる「SaaS型統合マーケティングツール」提供サービスです。

自店舗にマーケティングやWeb施策、SNS等に詳しい人材がいなくても、最適なデジタルマーケティングをクライアント自ら「C - m o」を通じて手軽に行うことができるツールとなっており、クライアントのデジタルマーケティング領域における業務のDX化を促進し、新規集客、固定客化といった顧客構造づくりと、デジタルマーケティングのルーチン業務を軽減することで人件費の削減効果も見込めます。



SaaS型統合マーケティングツール「C - m o」の各指標は、ローカルビジネス業界の環境下で営業力及び開発力の強化を行った結果、以下の通り推移しております。

項目	2019年9月時点	2020年9月時点	2021年9月時点
MRR(*5) (千円)	30,232	29,503	94,012
ARR(*6) (千円)	362,788	354,040	1,128,144

(注) MRRにつきましては、2019年9月期、2020年9月期及び2021年9月期の各期末の9月時点の金額を集計しております。

(*5)MRR (Monthly Recurring Revenue)

対象月の月末時点における顧客との契約において定められたID単位で毎月課金される月額利用料の合計金額。

(*6)ARR (Annual Recurring Revenue)

該当月のMRRを12倍して算出。

(2) C+

「C+」とは、デジタル化、特にデジタルマーケティングの必要性は感じるが、人材不足のために自社では運用できないといったデジタルマーケティング領域全般にわたる課題を抱える企業に対して、当社のコンサルタントが直接的なトータルサポートを行うサービスであり、クライアントと同じ視点を持つ社外CMO（Chief Marketing Officer、最高マーケティング責任者）として、店舗におけるマーケティング予算を基に、最適なポートフォリオのプランニングから運用までデジタルマーケティングに関わる業務全般を請け負うことで、顧客店舗の集客拡大に寄与するハンズオン型コンサルティング(*7)サービスであります。

また、「C+」の重要な役割としては、ハンズオン型コンサルティングによる支援を通じた現地調査により、業界特有の課題、隠れた真のニーズ、クライアントの生の声を収集することにあります。

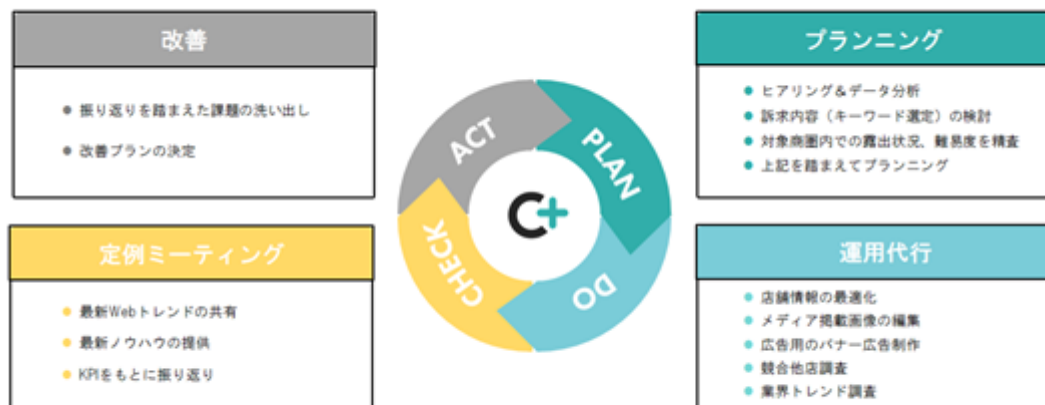
その情報をSaaS型統合マーケティングツール「C-mo」の機能開発に生かすことにより、「C-mo」はクライアントにとってより使い勝手の良い便利なサービスとして成長をし続けていきます。

デジタルマーケティングに関する提案から企画、運用、改善までをトータルで支援し、PDCAサイクルを回し続けながら最適化を図り、店舗の収益増加に貢献しております。

(*7)ハンズオン型コンサルティングサービス

デジタルマーケティングに係るプラン策定から、作業代行、効果検証までをトータルサポートをするコンサルティングサービス。

● デジタルマーケティングを運用するハンズオン型コンサルティング



WEB販促の施策提案から運用までを担うことで、店舗は本業に集中することが可能

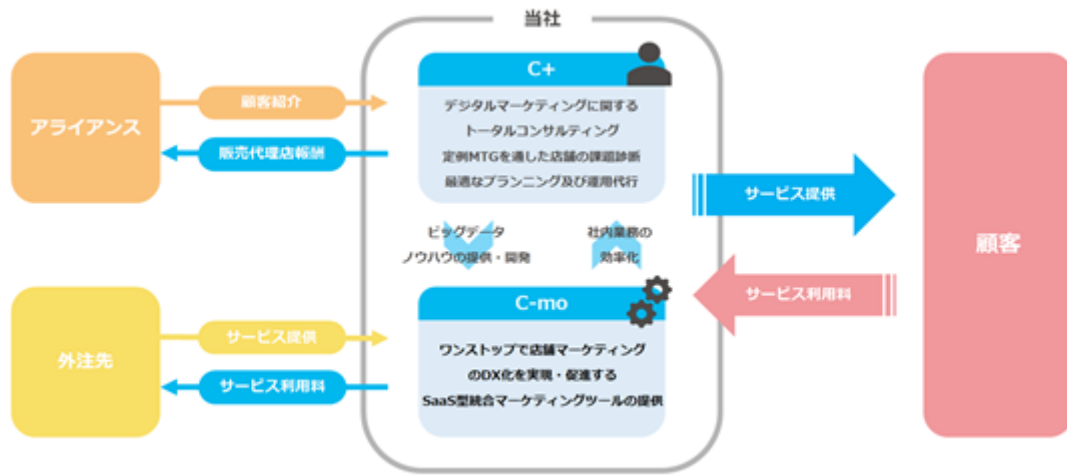
(3) デジタル広告

主にクライアントの集客力アップや企業のブランド認知度向上につながるGoogle広告、Yahoo!広告、近年主流となってきたSNS検索に効果的な影響を及ぼすFacebook広告、LINE広告などの広告運用代行等を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図に示しますと、次のとおりであります。

[事業系統図]

主力サービスである「C - mo」「C +」の流れ



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
141 (36)	29.4	2.3	5,065,109

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「かかわるCに次のステージを提供し、笑顔になっていただく」をミッションに、「マーケティング、テクノロジー、コンサルティングスキルを武器とし、ローカルビジネスの活性化を通じて、消費者に日々の楽しみを提供し、店舗、街・地域、国が活性化されている状態」「公益資本主義の浸透により、ビジネスと社会貢献が両立する世界が確立している状態」の2つのビジョンを掲げ、世界をよりステキに、より笑顔にすることに貢献し、たくさんの「ありがとう」を生み出し続ける会社になることを目指しています。

(2) 経営戦略等

当社は、ローカルビジネス特化型のSaaS型統合マーケティングツール「C - mo」と、デジタルマーケティングを運用代行するハンズオン型コンサルティングサービス「C +」の2つのソリューションを提供する事業の拡大を図って参りました。特に、約3年の開発期間、トライアルを経て、2018年10月より本格リリースを行った「C - mo」につきましては、現在も様々な機能を開発し続け、今後のローカルビジネスに対するDX化に寄与できるサービスとして成長し続けております。

更なる収益拡大のために、顧客満足度をより向上するべく、多様な顧客ニーズに対応することができる新機能の追加、教育によるサポート体制のより一層の向上を行うと共に、営業力強化を目的とした、直販体制及び販売協力先（アライアンス）との協体制強化に取り組んでまいります。

また、当社が主に支援してきたグルメ業界、ビューティー業界に加え、ローカルビジネス内における別業界への横展開を進めることで、顧客構造をより強靱なものへと構築してまいります。

加えて、これまで展開してきた「C - mo」及び「C +」を通じて常にアップデートされる様々なマーケティングデータを効果的に活用し、より良いサービスの提供及び新たな機能の開発をすることで、収益化を目指してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長を通じた企業価値の向上を目指しており、事業拡大の観点から売上高を重要な経営指標と位置づけ、収益力の強化に邁進してまいります。

また、強固な経営基盤及び高利益体質を構築すべく、営業利益及び営業利益率も重要な経営指標と位置づけ、経営の効率化を図ってまいります。

さらに、これらの指標を支えるKPIとして店舗数、「C - mo」の解約率についても主要な経営指標と位置づけております。

(4) 経営環境

当社が属するデジタルマーケティング業界、特にローカルビジネスに対するローカルビジネスDX事業の市場環境としましては、市場規模が約134万店舗（総務省・経済産業省「平成28年経済センサス 活動調査結果」、「厚生労働省 令和元年度 衛生行政報告例」等より集計）という大きな規模ながら、他業界に比べDX化への対応が遅れている状況であると当社は考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経営環境の変化により、DX化への重要性が高まってきていると感じております。

この動きにより、当社が提供しているローカルビジネスDX事業のニーズが加速度的に高まることが期待でき、ハンズオン型コンサルティング支援サービスの「C +」を通じてローカルビジネスの最新の情報・課題を洗い出すと共に、そこから得た情報をもとにSaaS型統合マーケティングツール「C - mo」の継続的な開発を行い、当社のマーケティングデータを用いて、ローカルビジネスにおけるDX化、D2C(*1)化、OMO(*2)化を牽引していく立場にあるものと考えております。

当社が提供するローカルビジネス向けDX化のサービスでは、「C +」のみでは複数の競合は存在するものの、店舗マーケティングのDX化を実現する「C - mo」については、デジタルマーケティングツールとしては複数の企業が類似するサービスを提供しておりますが、集客ツールやCRMツールなど部分的な領域を担う機能に留まっており、当社と同様に複数の機能を有する統合型マーケティングツールを提供する企業は、業界にも当社のみであると考えております。従って、店舗マーケティングのDX化を実現するSaaS型統合マーケティングツールを提供するSaaS企業の競合は存在しないものと考えております。

(*1)D2C (Direct to Consumer)

自ら企画、生産した商品を、広告代理店や小売店を挟まず、自社ECサイトなどを通じて消費者とダイレクトに取引する販売方法。

(*2)OMO (Online Merges with Offline)

オンラインとオフラインの融合。オンライン上とオフラインの店舗などの垣根を越えて購買意欲を作り出そうとするマーケティングの概念。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新規事業及び新規サービスによる収益基盤の拡大

当社は、急激な経営環境の変化に対応し、競合他社に比して更なる収益拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、クライアント企業及び消費者の潜在需要をいち早く読み取り、新規事業及び新規サービスの開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

また、これまでローカルビジネスDX事業を通して蓄積してきた様々な顧客データについて、クライアント事業に寄与するDX化、D2C化、OMO化に向けた新サービスの開発、新たな市場の開拓が急務と考えており、当社の特性を最大限に活かした事業展開を行ってまいります。

人材の確保

当社が今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。当社としましては、採用における競争力の強化を図るために、魅力のある職場環境を構築いたします。従業員の能力やモチベーション向上に資するため、教育研修制度の強化、福利厚生の実施、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、デジタルマーケティングに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるクライアントの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識したうえで、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

内部管理体制の強化

当社が更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制の構築を通じて業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。

当社としましては、健全な企業経営に不可欠なコンプライアンス意識を醸成すべく、制度が従業員に十分浸透し定着するよう、継続的な取り組みを推進してまいります。

また、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

知名度の向上

当社は、収益基盤強化のため、SaaS型統合マーケティングツール「C-mo」の知名度の向上を図ることが必要であり、知名度の向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社は今後、販売促進費を投下し、当社が運営しているSNSアカウントやトレンド情報サイトへの流入強化や、オンラインセミナーの開催やイベントへの出展、様々なマスメディアを使った情報発信の強化等に取り組んでまいります。これにより、今まで当社のサービスの存在を知り得なかった顧客にまで情報を届け、より多くの企業に次のステージを提供し、笑顔になっていただくというミッションを果たし、当社の確固たる地位確立ができるよう、知名度向上を目指してまいります。

財務上の課題

財務基盤の安定性を維持しながら、様々な事業上の課題を解決するための事業資金を確保し、また、新たな事業価値創出のために機動的な資金調達を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを模索していくことが、財務上の課題であると認識しております。

2【事業等のリスク】

本書の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、リスクの回避、低減、並びに発生した場合の対応に努める方針であり、当社株式に関する投資判断は本項及び本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものでありますが、以下の記載は当社の事業等及び株式への投資に係わるリスクをすべて網羅するものではありません。また、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

市場環境・競合について

当社の事業領域としております、デジタルマーケティング市場は、成長途中の市場であり、国内外の事業者による新規参入が増加する可能性があります。

また、マーケティング予算の減額、ローカルビジネスの各市場を巡る新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、市場規模が想定したほど拡大しなかった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、ローカルビジネス特化・独自開発しているSaaS型統合マーケティングツール「C - m o」は、これまで蓄積してきたデータとノウハウを活かし、技術、信頼性の強化等を行っており、ローカルビジネス業界にて、クライアントのDX化に寄与できるなど、様々な点から他社と比較して優位性を確保できていると認識しております。

また、先行して事業を推進していくと共に、よりクライアントに便利なシステムの開発を継続的に行うことにより、さらに実績を積み上げて市場内での信頼及び地位を早期に確立してまいります。

技術革新について

インターネット業界においては、競合他社が使用する技術、業界標準技術並びに技術に対するクライアントのニーズが急速に変化することから、当社がローカルビジネスDX事業において競争力を維持するためには、急速な技術革新に適時に対応していく必要があります。このような技術革新に関しては、以下のような様々なリスクが伴います。

- ・当社が採用又は開発する新技術等が、想定した効果を発揮しない、又は使用可能となった時点で陳腐化、競争力低下等が生じているリスク
- ・端末や業界標準技術の多様化及び進化に対応した改良が行えない、既存のシステム又は設備等の改良や新たな開発等により多額の費用が発生するリスク
- ・新技術を適用した商品又はサービスに、想定していないバグ、欠陥又は不備があるリスク
- ・新技術をいち早く導入した企業や、新技術をより効果的に利用する企業との間で新たな競争が生じるリスク

これらの各要因により、当社が技術革新に対応することが困難となる場合、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容及び当社サービスに関するリスクについて

新規事業について

当社は、今後も事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、市場・業界動向、法的規制等に留意しつつ、積極的に新サービス、新規事業に取り組んでまいります。

しかしながら、新規事業を推進する中で、当初の見通しとは異なる状況が発生する等により、新サービスや新規事業の展開が当初の計画通りに進まない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

マーケティングツール機能等の充実について

当社は、クライアントのニーズに対応し、導入店舗の増加及び活性化を図るため、マーケティングツール機能やサービスの充実等、クライアントが当社サービスに求めていることを慎重に考慮し、サービスごとに市場の環境変化を見据えながら対策を行っております。

しかしながら、今後、新規機能の導入やクライアントのニーズの的確な把握が困難となり、十分な機能拡充に支障が生じた場合、当社の業界における競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システムに関するリスクについて

システム障害について

当社の事業は、コンピューターシステムや通信ネットワークに依存しております。そのため、ネットワーク機器の故障やアクセス過多によるサーバーの停止、事故、火災、自然災害、電力供給の停止、コンピューターウイルスやハッカーの侵入等によるシステムトラブル、従業員の誤操作によるネットワーク障害等について、その発生を防止するべく、稼働状況の常時監視、定期的なバックアップの実施、サーバーの負荷分散、セキュリティ対策による外部からの不正アクセスの回避、内部統制の構築等に取り組んでおります。

しかしながら、予測不可能な要因によって、サーバーやシステム、通信ネットワーク等に何らかのトラブルが発生した場合、円滑に事業を運営できなくなる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業拡大に伴う設備投資について

当社は、サービスの安定稼働やクライアントの満足度向上を図るためには、サービスの成長に即してシステムやインフラに対する先行投資を行っていくことが必要であると認識しております。今後予測されるクライアント数及びトラフィックの拡大、並びに新サービスの導入及びセキュリティの向上に備えて、継続的な設備投資を計画しております。

しかしながら、実際のクライアント数及びトラフィックが当初の予測から大幅に乖離する場合は、設備投資の時期、内容、規模について変更せざるを得なくなる可能性があります。このような事態が生じた場合、設備投資、減価償却費負担の増加が想定され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

法的規制等について

当社の事業継続に必ずしも著しく重要な影響を及ぼす法的規制等はありませんが、「個人情報の保護に関する法律」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「職業安定法」、「労働基準法」等の各種法的規制等を受けております。

今後の法改正などにより当社事業分野において新たな法的規制が適用されることになった場合、当社の事業展開が制約を受けるなど、対応措置をとる必要が生じる可能性があり、その際、当社の業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

当社は、運営する事業に関する知的財産権の獲得に努めると共に、第三者の知的財産権侵害の可能性については、専門家と連携を取り調査可能な範囲で対応を行っております。

しかしながら、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性、又は新たに当社の事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。この場合、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償請求や差止請求、又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受け取ることにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

不適切な広告配信に対する監視体制の強化について

当社は、顧客に提供する価値を担保するために、当社のクライアントが配信する広告に係わる品質管理が必須であると認識しております。具体的には、「不当景品類及び不当表示防止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」、「健康増進法」並びに「著作権法」等の各種法令により一定の制約がかけられており、広告に係わる事業者としては、これらの法令に関係するクライアントと同様、法令に抵触することがないように、広告内容の適法性の確保を図る必要があります。

また、不正な広告表示、錯誤を誘発する広告表示および違法コンテンツを掲載するインターネットメディアへの広告配信の監視する等社内方針を定め、該当する広告取引が発生しないよう努めております。

(5) 事業運営体制に関するリスクについて

人材の採用・育成について

当社は、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や事業の規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長意欲の高い人材の採用及び既存の人材のさらなる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。

しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社は、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針であります。

しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存に関するリスク

当社の代表取締役社長である梶原健は当社の創業者であり、創業以来当社の最高経営責任者として当社の経営方針を決定すると共に、当社の新規ビジネスの開拓及びビジネスモデルの構築において重要な役割を果たしております。当社は、権限の委譲や人材の育成、取締役会等において役員及び幹部従業員へ情報共有を図ることで、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。

しかしながら、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

特定業界への依存に関するリスク

当社の売上高において、2021年9月期のビューティー業界及びグルメ業界への売上高は99.5%を占めており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が比較的軽微であるビューティー業界への売上高の比率は47.0%となっております。一方、今後新たなターゲットとしているトラベル業界、アパレル業界へ進出し、横展開を進めることで特定の業界・クライアントの景況に左右されないよう事業展開を図っております。

しかしながら、国内景況が悪化し、各業界に対するサービスの提供の急激な減少などが発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

主な業界別ポートフォリオ推移（四半期累計）

業界区分	2021年9月期 第1四半期累計	2021年9月期 第2四半期累計	2021年9月期 第3四半期累計	2021年9月期 第4四半期累計
ビューティー	32.0%	37.9%	43.0%	47.0%
グルメ	67.5%	61.6%	56.5%	52.5%

(6) その他

紛争・係争について

当社は、事業展開にあたり、内部統制体制の強化と法令及び社会的道德の遵守を含めたコンプライアンスの強化及び各種リスクの低減に努め、必要に応じて弁護士等の専門家の助言等を受けております。

しかしながら、事業活動にあたっては、法令等の違反の有無に関わらず訴訟を提起される可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

調達資金の使途

当社が株式上場時に実施した公募増資による調達資金の使途につきまして、今後の事業拡大に向けた新規顧客獲得のための販売促進費等、設備投資資金、事業拡大に係る採用費及び人件費等、長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済に充当する予定であります。

しかしながら、新規事業の発足や経営環境の変化の理由により、投資効果が期待通りの成果を上げられない場合や、より投資効果が見込める使途等が生じた場合には、現時点の資金使途計画以外の使途に充当する可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

自然災害及び有事に関するリスク

地震、台風及び津波等の自然災害、火災、停電、戦争、未知の感染症の伝染、テロ攻撃及び国際紛争等が発生した場合、当社の事業運営及び業績に重大な悪影響を与える可能性があります。特に、これらの自然災害又は有事等により、当社のITシステムに障害等が生じた場合、インターネット関連サービスの提供が困難となり、当社のクライアントの満足度が低下し、当社の業績、事業運営及び社会的信用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、大規模な自然災害等が発生した場合、当社のクライアントの事業の中断等が生じ、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、業績向上に対する意欲向上を目的として、ストック・オプション制度を導入しており、会社法の規定に基づく新株予約権を当社の役員及び従業員に付与しております。本書提出日現在、新株予約権の対象となっている株数は562,500株であり、当社発行済株式総数の6,250,000株に対する潜在株式比率は9.00%に相当しております。

これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の株式価値が希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。

しかしながら、当社は、現在成長過程にあり、内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。また、現時点では事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

新型コロナウイルス感染症に関するリスクについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、当社はクライアント及び社員の安全を最優先に考え、オンラインによる営業及びコンサルティング活動を行うなど、感染対策を講じておりますが、社内又は取引先において感染者が発生し事業活動に支障が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は、依然として収束の兆しが見えず、国内経済に与える影響は予断を許さない状況であります。こうした感染症蔓延の解消が進まない場合、当社のクライアントが属する一部の業界への影響が長引き、クライアントのマーケティング予算が減少する事により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。クライアントのポートフォリオを、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が比較的軽微であるビューティー業界やその他の業界へシフトする事により、事業への影響を軽微に留める対策を講じております。緊急事態宣言の発出などにより、一部の業界において営業活動が制限される場合、当社はクライアントからの報酬を減免するなどの措置を講じる場合があります。それにより売上高が減少する可能性があります。

大株主について

当社の代表取締役社長である梶原健は、自身の資産管理会社である株式会社スマイルプラスの所有株式数を含めると本書提出日現在で当社の大株主であります。同氏は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同氏の株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、上述したリスクは、当社が事業を行う上で予想される主たるリスクであり、既に述べましたとおり、リスクがこれらに限定されるものではありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における流動資産は685,025千円となり、前事業年度末と比較して142,486千円の増加となりました。これは主に、売上の増加に伴い現金及び預金が132,649千円、売掛金が38,248千円増加した一方で、未収法人税等が13,802千円減少したことによるものであります。

固定資産は356,129千円となり、前事業年度末と比較して34,810千円の増加となりました。これは主に、開発していたソフトウェアが完成した事によりソフトウェアが36,361千円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は1,041,154千円となり、前事業年度末に比べ177,297千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は427,396千円となり、前事業年度末と比較して69,270千円の増加となりました。これは主に、前受金が18,086千円、買掛金が5,280千円減少する一方で、未払消費税等が39,980千円、未払法人税等が37,859千円、未払金が11,256千円増加したことによるものであります。

固定負債は25,010千円となり、前事業年度末と比較して9,996千円の減少となりました。これは長期借入金が9,996千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は452,406千円となり、前事業年度末に比べ59,274千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は588,748千円となり、前事業年度末と比較して118,023千円の増加となりました。これは当期純利益118,023千円の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、引き続き景気減速懸念等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。前事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当社の主要クライアントであるグルメ業界を中心に、消費者の外出自粛規制、店舗の休業対応など、国内の経済活動の停滞により甚大な影響を受けました。当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防と共に人々が新しい生活様式に移行し、当社の主要クライアントであるグルメ業界においても回復の兆しをみせておりましたが、2021年4月に第3回目の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令され、大きな影響を受けております。

新型コロナウイルス感染症は、今後においても中長期に渡り影響があることが想定され、消費者の消費意欲の低下も見込まれ、先行きは未だ不透明な状況となっております。

このような環境の下、当社においては、新型コロナウイルス感染症の影響が比較的軽微であったビューティー業界へ「C+」の提供を前事業年度の2020年5月より積極的に開始しておりました。当事業年度においても順調に新規クライアントの獲得が進むと同時に、クライアント店舗とのやり取りからビューティー業界特有の課題、ニーズ、クライアントの生の声などマーケティングの情報を収集し、2020年10月には「C-mo」ビューティー版を提供し、2021年2月には本格的に「C-mo」ビューティーの提供を開始いたしました。「C-mo」ビューティーの提供を開始したことにより、新規のクライアント獲得もより急速かつ順調に進むと共に、当社の第2の柱の事業として成長を続けております。

その結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,907,963千円（前期比2.0%減少）、営業利益165,505千円（前期比750.5%増加）、経常利益168,278千円（前期比166.6%増加）、当期純利益118,023千円（前期比546.1%増加）となりました。

なお、当社の事業はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ132,649千円増加し、483,461千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、221,484千円（前期比142,439千円の増加）となりました。

主な要因は、資金の増加要因としては、税引前当期純利益168,278千円（前期比134,195千円の増加）、減価償却費40,175千円（前期比15,382千円の増加）、未払金の増加額9,430千円（前期比23,367千円の増加）がありましたが、資金の減少要因としては、売上債権の増加額38,248千円（前期比56,797千円の減少）仕入債務の減少額4,667千円（前期比50,125千円の減少）、前受金の減少額18,086千円（前期比88,500千円の減少）、法人税等の支払額10,447千円（前期比2,176千円の減少）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、78,838千円（前期比14,531千円の減少）となりました。

主な要因は、事務所設備資金として有形固定資産の取得による支出1,129千円（前期比2,066千円の減少）、SaaS型統合マーケティングツール「C - m o」の追加機能開発を積極的に行ったことによる無形固定資産の取得による支出71,581千円（前期比11,207千円の減少）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は9,996千円（前期比54,998千円の増加）となりました。要因は、資金の増加要因としては、短期借入れによる収入135,000千円（前期比1,115,000千円の減少）がありましたが、資金の減少要因としては、短期借入金の返済による支出135,000千円（前期比1,115,000千円の減少）、長期借入金の返済による支出9,996千円（前期比4,998千円の増加）によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b．受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c．販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

なお、当社の事業はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
ローカルビジネスDX事業	1,907,963	2.04

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。なお、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5. 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に関する認識及び分析・検討内容

(売上高及び営業利益)

当事業年度の売上高は1,907,963千円、営業利益は165,505千円となりました。これは前事業年度より引き続き新型コロナウイルス感染症が続いた影響により、グルメ業界のクライアントに対して、減免・値引対応を行ったこと、原価率の高い「デジタル広告」の売上が減少傾向にある一方で、前事業年度の2020年5月以降にビューティー業界への積極的なサービス提供を開始して以降、新規クライアントの獲得が急速に進み、当事業年度においても引き続きビューティー業界での新規のクライアント獲得が順調に進んでいることにより、「C - mo」及び「C +」の売上高につきましては1,614,557千円と売上が好調に推移したことによるものであります。

(営業外損益及び経常利益)

当事業年度の営業外収益は3,163千円であります。また当事業年度の営業外費用は390千円であります。この結果、経常利益は168,278千円となりました。

(当期純利益)

法人税等合計にて、50,255千円を計上しております。

この結果、当期純利益は118,023千円となっております。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち、主なものは労務費、外注費並びに販売費及び一般管理費等であり、投資を目的とした資金需要は、有形固定資産及び無形固定資産の取得によるものであります。これらの資金は、自己資金、金融機関からの借入、新株発行等により資金調達していくことを基本としておりますが、財政状態を勘案しつつ、資金使途及び需要額に応じて柔軟に検討を行う予定であります。

経営の問題意識と今後の方針について

ローカルビジネスのうち、当社がターゲットとしているビューティー業界、グルメ業界、トラベル業界、アパレル業界の市場規模は、約134万店舗という国内有数の大きなマーケットであります。

当社の事業であるローカルビジネスDX事業においては、当事業年度末現在において、主なサービス提供先の業界は、ビューティー業界及びグルメ業界となっておりますが、サービスの提供先地域につきましては、比較的人口が多い地区（関東・東海・関西）が中心となっており地方エリアへのアプローチには課題があると認識しております。

過年度は同じ業界をクライアントに持つ大手企業を中心に協業を図り、紹介による営業活動に注力しておりました。今後は地方（北海道や九州等）に拠点を持つ企業との協業の強化を図ると共に、販売促進費をデジタルマーケティングに投下し、現在当社のサービスが及んでいない地域や規模の企業にまで、当社サービスを認知していただけるよう、営業体制を見直す方針でございます。具体的には、オンラインセミナーの開催告知と集客、当社が運営しているトレンド情報サイトへのアクセス増加やSNSアカウントの利用など、販売促進費を投下してWeb上で促すことで、直販でもリード獲得ができる営業体制へと強化してまいります。

また、当社がサービス提供を行う業界を、現在のビューティー業界、グルメ業界に留めることなく、今後は当社のさらなるターゲットとしているトラベル業界、アパレル業界へのサービス提供をするべく、業界ごとの研究・開発を早期に進めます。

そのため、人員の補強、組織の強化が重要な経営課題のひとつと捉えており、今後も優秀な人材を継続的に採用、また育成を行い、組織を強化してまいります。

経営目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社は経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、「C - mo」及び「C +」の店舗数を主要な経営指標と位置付けております。また、店舗数増加のためには顧客満足度の改善が必須であることから、「C - mo」の解約率についても主要な指標と位置付けております。

当事業年度において、当社の経営戦略として、2020年5月より積極展開をしておりましたビューティー業界への「C +」のサービス提供拡大を、前事業年度に引き続き進めておりました。その一方で、ビューティー業界への「C +」の提供の中から、業界特有のデジタルマーケティングの課題等を洗い出し、SaaS型統合マーケティングツール「C - mo」ビューティー版の開発を進め、2021年2月にリリースいたしました。クライアントからの評価も高かったことから、「C - mo」の新規獲得が順調に進んでおりました。また、「C +」の提供先クライアントの「C - mo」サービスへの切り替えの選択が多く発生し、ビューティー業界での「C - mo」サービス提供拡大につながり、前期末に比べ「C - mo」の店舗数が、大幅に増加したと考えております。

解約率については、SaaS型の月額収益構造である「C - mo」において、売上高増加のためには解約率を低く安定させることが重要な経営指標であると考えており、既存クライアントの満足度向上を促すためのサポート体制を構築しております。

サポートの内容といたしましては、通常のシステムの操作等の問い合わせ対応だけでなく、クライアントが属する業界のトレンド情報等のレポート送付、「C - mo」の機能を利用した施策提案、当社からクライアントに対して電話などでお声がけをし、お悩み等がないかを確認するなどクライアントへのフォローを行うことで、解約率の低減に尽力しております。

項目	2019年9月期末	2020年9月期末	2021年9月期末
C - mo取引店舗数	2,019	1,942	2,931
C + 取引店舗数	1,971	2,260	1,744

項目	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
解約率(ビューティー C - mo) (*1)	-	-	1.1%
解約率(グルメ C - mo) (*1)(*2)	1.8%	3.5%	3.5%

(*1)解約率は、各期の月次解約率の年間の平均値にて算出しております。

(*2)グルメの2020年9月期及び2021年9月期においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、解約率が高くなっております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資総額は88,723千円であり、その主なものは、ソフトウェアの開発費87,594千円であり、また、当事業年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の事業はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)	
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	ソフトウエ ア仮勘定		合計
本店 (東京都港区)	ローカルビ ジネスDX事 業	本社業務設 備	25,950	3,465	165,333	3,944	198,694	141(36)

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
2. 本社及び大阪支社はすべて賃借物件であり、年間賃借料は84,877千円であります。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 当社の事業はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 従業員数()は外数で臨時従業員の人数を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方 法	着手及び完成予定 年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港 区)	ローカル ビジネス DX事業	既存システム 改修及び新機 能開発等	659,000	-	自己資金及 び増資資金	未定 (注) 2	未定 (注) 2	(注) 3

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 着手及び完了予定年月については、2022年9月期~2024年9月期を想定しておりますが、未確定であるため、未定となっております。
3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 2021年8月16日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は19,960,000株増加し、20,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年12月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,000,000	6,250,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	5,000,000	6,250,000	-	-

- (注) 1. 2021年8月16日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,990,000株増加し、5,000,000株となっております。
2. 2021年8月31日開催の株主総会決議により、2021年9月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 当社株式は2021年12月24日付で、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

a. 第1回新株予約権(2017年10月31日取締役会決議)

	第1回新株予約権
決議年月日	2017年10月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 5名
新株予約権の数(個)	125(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 62,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	208(注)3
新株予約権の行使期間	自 2019年11月1日 至 2022年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 208 資本組入額 104
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1 . 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができます。但し、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- (注) 2 . 2021年9月1日付で、株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。新株予約権1個につき目的となる株式数は500株であります。但し、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (注) 3 . 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価格を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の新株予約権について行使価格を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (注) 4 . 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
その他の条件については、当社と権利者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 5 . 組織再編成行為の際の取扱い
会社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注2)に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注3)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

組織再編成行為の際の取扱い

新株予約権割当契約書に準じて決定する。

b. 第2回新株予約権(2019年9月25日取締役会決議)

	第2回新株予約権
決議年月日	2019年9月25日
付与対象者の区分及び人数	外部委託者 1名
新株予約権の数(個)	100,000(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 500,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	475(注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年1月1日 至 2029年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 475 資本組入額 238
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。本新株予約権者が権利行使をする前に、(注4)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (注)2. 2021年9月1日付で、株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、5株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- (注)3. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価格を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分を行うときは、未行使の新株予約権について行使価格を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

新規発行株式数 × 1 株あたり払込金額

既発行株式数 +

時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

既発行株式数 + 新規発行株式数

(注) 4 . 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のみが新株予約権を行使できることとする。

新株予約権者は、2020年9月期から2024年9月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書)に記載された営業利益が、260百万円を超過した場合には、新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 237,038円(ただし、(注3)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
- (b) 237,038円(ただし、(注3)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
- (c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、237,038円(ただし、(注3)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が237,038円(ただし、(注3)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回る価格となったとき。

新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注) 5 . 組織再編成行為の際の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)を行う場合において、組織再編成行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注2)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注3)で定められる行使価額を調整して得られる再編後
行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗
じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為
の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使するこ
とができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事
項

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則
第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1
円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(a)記
載の資本金等増加限度額から、(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

(注4)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

(注1)に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年10月1日 (注)1	9,900	10,000	99,000	100,000	-	55
2020年7月31日 (注)2	-	10,000	50,000	50,000	-	55
2021年9月1日 (注)3	4,990,000	5,000,000	-	50,000	-	55

(注)1. 有償株主割当(1:99) 発行価格 10,000円 資本組入額 10,000円
割当先 梶原 健(当社代表取締役社長)

2. 資本金50,000千円をその他資本剰余金へ振り替えたことによる資本金の減少であります。

3. 株式分割(1:500)によるものであります。

4. 2021年12月23日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式1,250,000株(発行価格1,010円、引受価額929.20円、資本組入額464.60円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ580,750千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	1	2	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	30,000	-	-	20,000	50,000	-
所有株式数 の割合 (%)	-	-	-	60.0	-	-	40.0	100	-

(6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数の 割合(%)
株式会社スマイルプラス	東京都港区港南二丁目5番3号	3,000,000	60.00
梶原 健	東京都港区	2,000,000	40.00
計	-	5,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,000,000	50,000	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。単元株式数 は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	5,000,000	-	-
総株主の議決権	-	50,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現時点においては財務体質の強化と開発投資による事業拡大のため、内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施していません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。当事業年度の配当につきましては、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図るため、配当を実施していません。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「かかわるCに次のステージを提供し、笑顔になっていただく」をミッションに、「マーケティング、テクノロジー、コンサルティングスキルを武器とし、ローカルビジネスの活性化を通じて、消費者に日々の楽しみを提供し、店舗、街・地域、国が活性化されている状態」「公益資本主義の浸透により、ビジネスと社会貢献が両立する世界が確立している状態」の2つのビジョンを掲げております。

また、「圧倒的にクライアントファースト」「GIVE & GIVE」「集合天才」「1人でも最強、チームなら無敵」「素直な心で、謙虚に誠実に」の5つの行動指針を掲げています。

当社は、これらの会社のミッション、ビジョン及び行動指針を実現・実行するために、また、当社を取り巻くステークホルダーからの期待に応えていくために、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努め、経営の効率性、健全性、透明性を高めて参ります。

企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人、その他としてリスク・コンプライアンス委員会を設けております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会や四半期に1回の決算承認を主目的とする取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会の議長は代表取締役社長の相原健であります。経営上の最高意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項（経営方針、事業計画、重要な財産の取得及び処分等）を決定し、業務執行状況を監督しております。

取締役会の構成員につきましては、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。

(b) 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、常勤監査役（1名）及び非常勤監査役（2名）の合計3名（うち社外監査役3名）で構成されております。

監査役会は、原則として月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査担当及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。監査役会の議長は、常勤監査役の宮崎光二であります。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に関する適正な監視を行っております。また、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上性に努めております。

コンプライアンス他の法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

監査役会の構成員につきましては、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。

(c) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。

(d) 内部監査室

当社は、社内規程や関連法令の遵守、業務改善、不正・誤謬の未然防止を目的として、他の業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(e) リスク・コンプライアンス委員会

当社は健全な企業活動を行うにあたり、リスクを把握しコンプライアンスを遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、運用しております。当該委員会では、業務遂行に係るリスクを的確に把握し、それぞれのリスクに対し、その予防と損失の極小化の為の仕組みを検討する事により、リスク管理体制の充実を図っております。

代表取締役社長を最高責任者とし、代表取締役社長から任命された全取締役、執行役員、各部門の部長及びマネージャーで構成されており、常勤監査役がオブザーバーとして参加しております。議長は代表取締役社長が務めます。

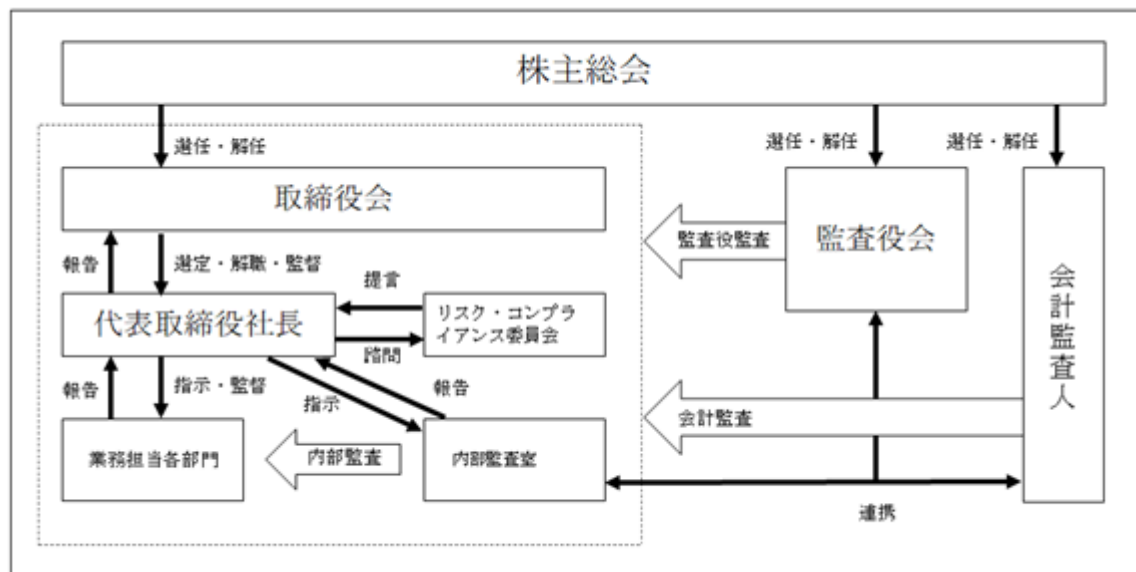
なお、原則として四半期に1回以上開催することとしております。

b. 当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、現状の事業規模を考慮して、当体制が経営監視機能として有効であり、業務執行の観点からも当体制が適切であると判断しております。

なお、取締役は、迅速かつ確な意思決定や業務執行が必要であるとの考えから、業務に精通した取締役を選任しており、また、監査役3名（非常勤監査役2名）全員を社外監査役としておりますので、経営監視機能の有効性は確保されているものと考えております。

c. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2019年6月21日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム構築指針

法令・定款等を遵守し、社会規範・市場ルールに則り公正かつ適切な経営の実現を図る具体的対応として、会社法及び同法施行規則に基づき、内部統制システムの構築及び整備に向けて以下のとおり定める。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとする。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役会議事録、決議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書又は電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

3. 当社損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号及び第5号ロ）

- (1) 業務遂行に伴うリスクのうち当社の経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク（知的財産権、情報、訴訟事件等）について、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、個々のリスク管理に係る体制及びこれらのリスクを統合し管理する体制を整備する。
- (2) 「リスク・コンプライアンス規程」に有事対応体制について定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続及び早期復旧の実現を図り、且つ経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号及び第5号ハ）

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (2) 当社の取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務及び職務権限を適切に配分する。
- (3) 当社の重要な業務執行に関する事項について取締役間及び部門長会議で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。

5. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号及び第5号ニ）

当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- (1) 当社は、当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社に適用するリスク・コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
- (2) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。
- (3) 「リスク・コンプライアンス規程」に当社のリスク管理に関する規定を定め、リスク管理に対する役員に対する周知徹底及び全社横断的な調査・監督指導を行う。
- (4) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出しならびに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動等を通じて、全社的なコンプライアンス活動を推進する。
- (5) 財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備を行なう。
- (6) 役員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

6. 当社の業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号イ）

当社のリスク管理の方針を「リスク・コンプライアンス規程」に定め、業務の適正を確保するための体制を構築すると共に、当社の内部監査部門による内部監査規程に基づく監査を実施することにより、当社の業務の適正を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号ないし第3号）

内部監査担当者が協力すると共に、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとする。

8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号及び第5号）

（1）当社の取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え次に定める事項を報告する。

会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
重大な法令・定款違反
その他コンプライアンス上重要な事項

当社は、当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

（2）監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、意見を表明する。

（3）監査役及び監査役会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。

（4）監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

（1）取締役は、監査役の業務の遂行にあたり、本社各部門及び支店その他の営業所に立ち入り、重要な取引先等の調査、又、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。

（2）監査役は必要に応じて各種会議、打合せ等に出席することができる。

（3）監査役会は監査内容について情報交換を行うため、内部監査人及び会計監査人と連携を図る。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対して屈せず、反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた対応を管理部で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をします。

b．リスク管理体制の整備状況

当社は、業務部門ごとに、定期的に部門及び会社全体のリスクを検討し、取締役会に報告し、リスクの早期発見と損失の未然防止を図る体制を整えております。また、リスクの洗い出しや評価方法等について社内でも共有する知識の底上げを図るため、部門別会議や部長会議等において、リスク管理についての勉強会を実施しております。

それらに加えて、内部監査や監査役監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて、弁護士や社労士、税理士などの社外専門家にリスク対応について助言を受ける体制を整えております。

c．取締役等及び監査役等の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

d．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

f．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めています。

g．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

h．支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

支配株主との取引が生じる場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。

i．自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

j．剰余金の配当等の決定機関

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

k．中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	梶原 健	1976年11月4日生	2001年4月 株式会社スターフューチャーズ証券入社 2002年12月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2006年6月 株式会社Vle (現 株式会社Vleライ ナック) 出向 2011年10月 当社設立 代表取締役就任 (現任) 2014年4月 株式会社CPR設立 2018年8月 株式会社スマイルプラス設立 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	4,375,000
取締役 営業本部管掌	森田 大輔	1984年8月18日生	2005年4月 和泉自動車販売株式会社入社 2007年4月 株式会社光通信入社 2009年6月 SBMグルメソリューションズ株式会社 (現 株 式会社EPARK) に転籍 2011年3月 e-まちタウン株式会社へ転籍 2013年1月 当社入社 2013年7月 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	-
取締役 開発本部長	宇田川 政幸	1976年10月12日生	1999年4月 バーガーキング・ジャパン株式会社入社 2001年2月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2007年10月 株式会社ネットプライスドットコム (現 BEENOS株式会社) 入社 2010年12月 毎客迎 (上海) 貿易有限公司創業 2011年7月 毎客迎 (上海) 貿易有限公司設立 2013年12月 当社入社 2015年10月 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	-
取締役 コンサルティング 本部長	河野 圭介	1977年12月6日生	2001年4月 株式会社浜本入社 2002年12月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2004年9月 株式会社三代目茂蔵 (現匠本舗) に出向 2010年4月 株式会社生産者直売のれん会に転籍 2012年12月 学校法人東京モード学院入社 2014年4月 当社入社 2016年10月 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	-
取締役 管理本部長	林 宏一	1967年7月5日生	1991年4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀 行) 入行 2001年2月 株式会社多摩川電子 (現 株式会社多摩川 ホールディングス) に出向 2003年2月 株式会社三井住友銀行復職 2005年5月 株式会社アプレシオ (現 株式会社Aprecio) 入社 2007年10月 同社 取締役就任 2011年2月 ビズキューブ・コンサルティング株式会社 入社 2011年5月 同社 取締役就任 2016年8月 当社入社 2019年5月 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	福田 貴史	1972年9月24日生	1996年4月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)入社 2000年9月 キャップジェミニ・アーンスト&ヤング株式会社(現 株式会社クニエ)入社 2002年6月 トランスコスモス株式会社入社 2004年1月 グローバルナレッジネットワーク株式会社(現 トレノゲート株式会社)入社 2005年7月 KLab株式会社入社 2007年4月 ディップ株式会社入社 2010年4月 KLab株式会社入社(復職) 2013年9月 株式会社アドベンチャー 取締役就任 2016年1月 C Channel株式会社 取締役CFO就任 2016年11月 グランディール株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2018年12月 アップセルテクノロジー株式会社 取締役就任 2019年8月 株式会社あどぼる 取締役就任 2019年12月 当社取締役就任(現任) 2020年4月 株式会社WELCON 監査役就任 2020年10月 株式会社ビジュアライズ 監査役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	宮崎 光二	1952年12月15日生	1975年4月 安田火災海上保険株式会社(現 損保保険ジャパン株式会社)入社 1996年10月 INA生命保険株式会社 出向 2001年6月 株式会社損保ジャパン 愛知支店長就任 2004年4月 同社 理事 名古屋支店長就任 2006年4月 同社 理事 販売企画部長就任 2008年4月 株式会社ジャパン保険サービス 専務取締役就任 2012年6月 セゾン自動車火災保険株式会社 常勤監査役就任 2018年12月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	中山 茂	1980年4月3日生	2000年9月 有限会社コースト・ファイブ 取締役就任 2005年4月 最高裁判所司法研修所入所 2006年10月 T M I 総合法律事務所勤務 2011年4月 「知的財産管理技能検定」技能検定委員就任 2015年5月 ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.) 2015年9月 ロサンゼルスLiner LLP勤務 2016年6月 T M I 総合法律事務所復帰(現任) 2017年12月 当社監査役就任(現任) 2021年4月 Atlas Technologies株式会社 社外監査役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	山口 満	1980年 6 月30日生	2003年 4月 中央青山監査法人入所 2005年 8月 株式会社山口取締役就任(現任) 2006年10月 PwCアドバイザリー株式会社 (現 PwCアドバイザリー合同会社)入社 2011年10月 伊藤忠商事株式会社 出向 2013年10月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (現 PwCアドバイザリー合同会社) 帰任 2014年10月 CPAパートナーズ株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2014年10月 山口公認会計士事務所設立 所長就任 (現任) 2015年 5月 株式会社キュア・アップ 監査役就任 (現任) 2015年 9月 TAXパートナーズ税理士法人設立 代表社員(現任) 2016年 6月 株式会社Fusion'z Holdings(現 株式会社 Matchbox Technologies) 監査役就任 (現任) 2018年 3月 株式会社遺伝子治療研究所 監査役就任(現任) 2019年 1月 Dari K株式会社 監査役就任(現任) 2019年12月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	-
計					4,375,000

- (注) 1. 取締役福田貴史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮崎光二氏、中山茂氏及び山口満氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2021年 8月31日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は2021年 8月31日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長相原健の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社スマイルプラスが所有する株式数を含んでおります。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、提出日現在の執行役員は営業部部长石黒博和氏 1名であります。

社外役員の状況

提出日現在、当社は社外取締役を 1名、社外監査役を 3名選任しております。

社外取締役及び社外監査役は、社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能及び監査役の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準又は方針は定めていないものの、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

なお、社外取締役の福田貴史氏、社外監査役の宮崎光二氏、中山茂氏及び山口満氏は、当社との人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれもないことから、上場時における独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役福田貴史氏は、経営者及び取締役としての知識・経験を有するほか、財務・経営戦略全般に関するアドバイザリー業務等の経験が豊富であり、当社経営陣から独立した立場で助言・提言を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役宮崎光二氏は、取締役としての知識・経験を有するほか、監査役としての高い見識を活かして当社の監査業務を十分に果たしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役中山茂氏は、弁護士としての実務経験を有し企業法務に精通しており、幅広い見識を当社の監査業務を十分に果たしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役山口満氏は、公認会計士としての実務経験を有し財務会計に精通しており、また他社の社外監査役としての経験から企業経営に関する見識を有していることから、これらの豊富な経験及び幅広い見識を活かして当社

の監査業務を十分に果たしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査は、内部監査担当者を1名任命し、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性について監査を行い、その結果を代表取締役社長に対して報告しております。社外取締役と社外監査役は、代表取締役社長が選任した内部監査担当者より内部監査計画並びに内部監査、内部統制の運用状況、監査役監査及び会計監査の結果について適宜報告を受けております。

監査役は、監査役会で作成した監査計画に基づいて当社の業務全般について常勤監査役を中心として計画的かつ効果的な監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役との意見交換、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。

また、内部監査担当者は、「(3) 監査の状況 内部監査の状況」に記載のとおり、監査役及び会計監査人と定期的に会合を実施することで相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役であります。3名はそれぞれ、公認会計士、弁護士及び企業取締役・監査役として豊富な実務経験と専門的知識を有しております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役会及びその他重要会議への出席や、重要書類の閲覧等を実施し、取締役の業務執行の監査を行っております。

b. 当事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて臨時開催することとしております。当事業年度における各監査役の監査役会への出席率は100%となっております。監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査担当や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しております。また、常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信するなどして情報共有に努めております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社の内部監査については、内部監査担当1名を専属で配置し、「内部監査規程」に従って、内部監査を実施しております。

内部監査は、業務の効率性及各種規程、職務権限に基づくけん制機能、コンプライアンス等の観点から、原則として各部門を年1回監査することとしております。内部監査計画及び内部監査結果は、都度代表取締役社長に報告すると共に、被監査部門に監査結果及び要改善事項を伝達し、監査の実効性を高めるために改善状況の把握を行っております。また、その結果については、監査役とも情報共有を行っております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査人及び会計監査人との相互間において、必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとることで業務の実効性を高めております。また、内部統制の構築及び評価を所管する管理本部長及び内部監査担当との間においても、適宜必要な報告及び連絡を行うことで、情報が把握できる体制としております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

3年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 和田 磨紀郎
指定有限責任社員 業務執行社員 田村 知弘

d. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 6名
その他 14名

e. 監査法人の選定方針と理由

公益社団法人日本監査役協会の定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に記載されている会計監査人の選定基準項目に従い、監査法人の概要、監査の実施体制及び監査報酬見積額等を総合的に検討のうえ、選定することとしており、当該方針に基づき適任と判断したため、当該監査法人を選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会の定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき評価を行っております。会計監査人である監査法人の監査品質、独立性及び専門性、監査役及び経営者等とのコミュニケーションの有効性などを総合的に評価・勘案した結果、適任と判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000	-	20,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a . を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、事業規模や業務の特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査法人と協議の上で監査報酬を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役については代表取締役社長へ一任し職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。監査役については職務の内容、経験及び当社の状況等を確認のうえ、監査役会において決定しております。

今後の予定といたしましては、役員報酬の透明性を高めるため、2022年9月期株主総会終了後、指名・報酬諮問委員会を設置し役員報酬決定プロセスを定める予定であります。取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会が取締役会にて答申した取締役の報酬体系、及び報酬決定の方針に基づき、取締役会にて決定を行う予定であります。

b. 役員報酬等の決定プロセス

2019年9月25日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬等は、年額200,000千円以内、監査役の報酬額は、年額50,000千円以内としております。

取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議された総枠の中で、当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、代表取締役社長である相原健が決定しております。

また、監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠の中で監査役会にて協議の上、決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(2021年9月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	78,012	78,012	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	9,000	9,000	-	-	4

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等外部機関が開催する会計基準の変更等に関する研修に参加すると共に、必要に応じて監査法人との協議を実施しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	350,811	483,461
売掛金	122,785	161,034
前払費用	48,346	44,650
未収法人税等	13,802	-
その他	14,133	7,022
貸倒引当金	7,341	11,144
流動資産合計	542,538	685,025
固定資産		
有形固定資産		
建物	31,485	32,614
減価償却累計額	4,337	6,663
建物(純額)	27,147	25,950
工具、器具及び備品	9,529	9,529
減価償却累計額	4,647	6,063
工具、器具及び備品(純額)	4,882	3,465
有形固定資産合計	32,029	29,416
無形固定資産		
ソフトウェア	128,972	165,333
ソフトウェア仮勘定	3,944	3,944
無形固定資産合計	132,917	169,278
投資その他の資産		
敷金及び保証金	75,457	70,655
繰延税金資産	42,128	41,270
その他	38,785	45,508
投資その他の資産合計	156,371	157,434
固定資産合計	321,318	356,129
資産合計	863,857	1,041,154

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	30,944	25,663
1年内返済予定の長期借入金	9,996	9,996
未払金	175,510	186,767
未払法人税等	-	37,859
未払消費税等	18,611	58,591
前受金	112,966	94,879
預り金	5,176	8,437
その他	4,921	5,200
流動負債合計	358,125	427,396
固定負債		
長期借入金	35,006	25,010
固定負債合計	35,006	25,010
負債合計	393,131	452,406
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	55	55
その他資本剰余金	50,000	50,000
資本剰余金合計	50,055	50,055
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	369,269	487,292
利益剰余金合計	369,269	487,292
株主資本合計	469,325	587,348
新株予約権	1,400	1,400
純資産合計	470,725	588,748
負債純資産合計	863,857	1,041,154

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	1,947,704	1,907,963
売上原価	1,268,568	972,718
売上総利益	679,135	935,245
販売費及び一般管理費	1,659,675	1,769,739
営業利益	19,460	165,505
営業外収益		
採用費の返還	2,376	-
販売協賛金	170	167
補助金	150	-
助成金	41,860	2,806
その他	17	189
営業外収益合計	44,574	3,163
営業外費用		
支払利息	920	390
営業外費用合計	920	390
経常利益	63,113	168,278
特別損失		
貸倒損失	29,031	-
特別損失合計	29,031	-
税引前当期純利益	34,082	168,278
法人税、住民税及び事業税	7,170	49,397
法人税等調整額	8,645	857
法人税等合計	15,816	50,255
当期純利益	18,266	118,023

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		753,075	59.4	434,455	44.7
労務費		494,912	39.0	501,829	51.6
経費		20,580	1.6	36,433	3.7
当期売上原価		1,268,568	100.0	972,718	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	55	-	55	351,003	351,003	451,059	1,400	452,459
当期変動額									
資本金からその他資本剰余金への振替	50,000		50,000	50,000	-	-	-		-
当期純利益				-	18,266	18,266	18,266		18,266
当期変動額合計	50,000	-	50,000	50,000	18,266	18,266	18,266	-	18,266
当期末残高	50,000	55	50,000	50,055	369,269	369,269	469,325	1,400	470,725

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	50,000	55	50,000	50,055	369,269	369,269	469,325	1,400	470,725
当期変動額									
資本金からその他資本剰余金への振替				-		-	-		-
当期純利益				-	118,023	118,023	118,023		118,023
当期変動額合計	-	-	-	-	118,023	118,023	118,023	-	118,023
当期末残高	50,000	55	50,000	50,055	487,292	487,292	587,348	1,400	588,748

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	34,082	168,278
減価償却費	24,793	40,175
貸倒引当金の増減額(は減少)	538	3,802
受取利息及び受取配当金	17	10
支払利息	920	390
売上債権の増減額(は増加)	18,548	38,248
仕入債務の増減額(は減少)	54,792	4,667
未払金の増減額(は減少)	13,936	9,430
前受金の増減額(は減少)	70,413	18,086
未払消費税等の増減額(は減少)	4,233	39,980
その他	8,864	18,553
小計	92,572	219,599
利息及び配当金の受取額	17	10
利息の支払額	920	390
法人税等の還付額	-	12,712
法人税等の支払額	12,623	10,447
営業活動によるキャッシュ・フロー	79,044	221,484
投資活動によるキャッシュ・フロー		
従業員に対する貸付けによる支出	1,950	500
従業員に対する貸付金の回収による収入	1,287	1,023
有形固定資産の取得による支出	3,195	1,129
無形固定資産の取得による支出	82,788	71,581
敷金及び保証金の返還による収入	-	72
保険積立金の積立による支出	6,723	6,723
投資活動によるキャッシュ・フロー	93,369	78,838
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,250,000	135,000
短期借入金の返済による支出	1,250,000	135,000
長期借入れによる収入	50,000	-
長期借入金の返済による支出	4,998	9,996
財務活動によるキャッシュ・フロー	45,002	9,996
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	30,677	132,649
現金及び現金同等物の期首残高	320,134	350,811
現金及び現金同等物の期末残高	350,811	483,461

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物	6年～14年
工具、器具及び備品	4年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	29,416千円
無形固定資産	169,278千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損損失の見積りに際し、減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行っており、資産又は資産グループの帳簿価額と、そこから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較することにより、減損損失の認識を判定することとしております。減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要が生じた場合には、減損損失の計上により翌事業年度の損益に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	41,270千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日 2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響額は、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

当社は、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業績に与える影響はあるものの、会計上の見積りに与える影響は軽微であると考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による今後の影響には不確定要素が多いことから、今後の状況次第では翌事業年度の当社の財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

(当座貸越契約)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
当座貸越限度額	700,000千円	900,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	700,000千円	900,000千円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88%、当事業年度78%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
給料及び手当	228,093千円	246,752千円
役員報酬	84,412 "	87,012 "
採用教育費	2,220 "	26,446 "
地代家賃	81,673 "	84,877 "
貸倒引当金繰入額	113 "	6,243 "
減価償却費	4,213 "	3,742 "
研究開発費	53 "	- "
支払手数料	43,964 "	92,424 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	10,000	-	-	10,000

(注) 当社は、2021年8月16日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき500株の分割を行っておりますが、上記株式数については、分割前の数値を記載しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
第2回新株予約権 (2019年9月25日 発行)	-	-	-	-	-	1,400

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式(注)	10,000	4,990,000	-	5,000,000

(注) 当社は、2021年8月16日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき500株の分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第2回新株予約権(2019年9月25日発行)	-	-	-	-	-	1,400

4. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	350,811千円	483,461千円
現金及び現金同等物	350,811千円	483,461千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営上必要な資金以外の余資を短期的な預金に限定して運用しております。また、資金調達については、短期的な運転資金を銀行借入により調達を行う方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクが存在します。当該リスクに対しては、月次に資金繰計画を作成すると共に、日次で資金残高を把握確認する方法により管理しております。

- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（2020年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	350,811	350,811	-
(2) 売掛金	122,785		
貸倒引当金(1)	7,341		
	115,444	115,444	-
(3) 未収法人税等	13,802	13,802	-
資産計	480,058	480,058	-
(1) 買掛金	30,944	30,944	-
(2) 未払金	175,510	175,510	-
(3) 未払法人税等	-	-	-
(4) 未払消費税等	18,611	18,611	-
(5) 長期借入金	45,002	45,002	-
負債計	270,068	270,068	-

1 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2021年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	483,461	483,461	-
(2) 売掛金	161,034		
貸倒引当金(1)	11,144		
	149,890	149,890	-
資産計	633,351	633,351	-
(1) 買掛金	25,663	25,663	-
(2) 未払金	186,767	186,767	-
(3) 未払法人税等	37,859	37,859	-
(4) 未払消費税等	58,591	58,591	-
(5) 長期借入金	35,006	35,006	-
負債計	343,888	343,888	-

1 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により評価しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
敷金及び保証金	75,457	70,655

敷金は、市場価値がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	350,811	-	-	-
売掛金	122,785	-	-	-
未収法人税等	13,802	-	-	-
合計	487,400	-	-	-

(注) 敷金及び保証金については、償還予定が明確に確認できないため、上表に含めておりません。

当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	483,461	-	-	-
売掛金	161,034	-	-	-
合計	644,495	-	-	-

(注) 敷金及び保証金については、償還予定が明確に確認できないため、上表に含めておりません。

(注) 4 . 長期借入金の決算日後の返済予定金額
 前事業年度 (2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	9,996	9,996	9,996	9,996	5,018	-
合計	9,996	9,996	9,996	9,996	5,018	-

当事業年度 (2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	9,996	9,996	9,996	5,018	-	-
合計	9,996	9,996	9,996	5,018	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回	第2回
決議年月日	2017年10月31日 (注) 1	2019年9月25日 (注) 2
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 5	外部委託者 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 67,500	普通株式 500,000
付与日	2017年11月1日	2019年9月30日
権利確定条件	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年11月1日～2022年10月31日	2021年1月1日～2029年9月29日

(注) 1. 本新株予約権は、2017年10月31日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を135個(新株予約権の目的となる株式の数は本新株予約権1個につき普通株式1株)として付与することを決議し、取締役会で募集事項を決定しております。

(注) 2. 本新株予約権は、2019年9月25日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を100,000個(新株予約権の目的となる株式の数は本新株予約権1個につき普通株式0.01株)として付与することを決議し、取締役会で募集事項を決定しております。

(注) 3. 第1回新株予約権の権利の行使の条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他の条件については、当社と権利者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注) 4. 第2回新株予約権の権利の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のみが新株予約権を行使できることとする。

新株予約権者は、2020年9月期から2024年9月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書)に記載された営業利益が、260百万円を超過した場合には、新株予約権を行使することができる。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 475円を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)

- (b) 475円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
- (c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、475円を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が475円を下回る価格となったとき。

新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	62,500	500,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	62,500	500,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	208	475
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	14

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	43,250千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,340千円	3,527千円
貸倒損失	9,038千円	10,166千円
減価償却超過額	28,469千円	20,025千円
未払事業所税	1,021千円	1,060千円
敷金償却	2,849千円	4,485千円
その他	3,929千円	7,148千円
繰延税金資産小計	47,650千円	46,414千円
評価性引当額	4,016千円	5,144千円
繰延税金資産合計	43,633千円	41,270千円
繰延税金負債		
未収事業税	1,505千円	-
繰延税金負債合計	1,505千円	-
繰延税金資産純額	42,128千円	41,270千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
中小企業軽減税率	1.9%	0.3%
住民税均等割	1.2%	0.2%
損金不算入交際費	1.6%	-
評価性引当額の増減	11.7%	-
その他	0.8%	4.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.4%	29.8%

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	C - m o	C +	デジタル広告	合計
外部顧客への売上	453,878	867,915	625,911	1,947,704

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	C - m o	C +	デジタル広告	合計
外部顧客への売上	714,878	899,678	293,405	1,907,963

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	梶原健	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接40.0 間接60.0	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)2	45,002	-	-

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は金融機関からの借入金に対して、代表取締役社長梶原健より債務保証を受けております。同債務保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。
なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	梶原健	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接40.0 間接60.0	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)2	-	-	-

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は金融機関からの借入金に対して、代表取締役社長梶原健より債務保証を受けております。同債務保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。
なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 上記取引は、2021年3月に解消しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9月30日)
1 株当たり純資産額	93円86銭	117円46銭
1 株当たり当期純利益	3円65銭	23円60銭

- (注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は期末日時点で非上場であるため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 2 . 2021年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき500株の株式分割を行っており、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
- 3 . 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9月30日)
当期純利益 (千円)	18,266	118,023
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	18,266	118,023
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,000,000	5,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数125個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数125個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(1) 公募による新株式の発行

当社は、2021年12月24日に東京証券取引所マザーズへ上場いたしました。この株式上場にあたり、2021年11月19日開催の取締役会において、以下のとおり、公募による新株式の発行を決議しており、公募による新株式の発行については、2021年12月23日付で払込が完了しております。

募集または割当方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）	
募集株式の種類及び数	普通株式 1,250,000 株	
発行価格の総額	1,262,500千円	
引受価額の総額	1,161,500千円	
払込期日	2021年12月23日	
増加する資本金及び資本準備金	増加した資本金の額	580,750千円
に関する事項	増加した資本準備金の額	580,750千円
発行価格	1株につき1,010円	
引受価額	1株につき929.20円	
申込期間	2021年12月17日から2021年12月22日まで	
株式譲渡期日	2021年12月24日	
資金の使途	公募による募集株式発行により調達する資金は、第三者割当増資による募集株式発行により調達する資金と合わせて、新規顧客獲得のための販売促進費等、設備投資資金、事業拡大に係る採用費及び人件費等、長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済に充当する方針であります。	

(2) 第三者割当増資による新株式の発行について

当社は、2021年12月24日に東京証券取引所マザーズへ上場いたしました。この株式上場にあたり、2021年11月19日開催の取締役会において、以下のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議しております。

募集または割当方法	第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）	
発行する株式の種類及び数	普通株式 281,200 株	
割当価格の総額	261,291千円	
申込期日	2022年1月21日	
払込期日	2022年1月26日	
増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額	130,645千円
に関する事項	増加する資本準備金の額	130,645千円
割当先及び割当株式数	株式会社SBI証券 281,200 株	
割当価格	1株につき929.20円	
資金の使途	第三者割当増資による募集株式発行により調達する資金は、公募による募集株式発行により調達する資金と合わせて、新規顧客獲得のための販売促進費等、設備投資資金、事業拡大に係る採用費及び人件費等、長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済に充当する方針であります。	

前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとします。

募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任します。

2021年11月19日開催の取締役会において決議されたオーバーアロットメントによる株式売出しが中止された場合には、第三者割当による株式発行も中止します。

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、上記の公募による新株式の発行に伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われなない場合があります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	31,485	1,129	-	32,614	6,663	2,325	25,950
工具、器具及び備品	9,529	-	-	9,529	6,063	1,416	3,465
有形固定資産計	41,014	1,129	-	42,143	12,727	3,742	29,416
無形固定資産							
ソフトウェア	152,708	72,794	-	225,502	60,168	36,433	165,333
ソフトウェア仮勘定	3,944	83,015	83,015	3,944	-	-	3,944
無形固定資産計	156,653	155,810	83,015	229,446	60,168	36,433	169,278

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額	事務所追加に伴う設備費用	1,129千円
ソフトウェア	増加額	SaaS型統合マーケティングツール「C - mo」開発費	72,794千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	9,996	9,996	0.659	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	35,006	25,010	0.659	2022年～2025年
合計	45,002	35,006	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年内超2年以内 (千円)	2年内超3年以内 (千円)	3年内超4年以内 (千円)	4年内超5年以内 (千円)
長期借入金	9,996	9,996	5,018	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	7,341	8,524	4,721	-	11,144

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	483,461
合計	483,461

b. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ネットプロテクションズ	95,562
株式会社第一興商	15,304
株式会社TBI JAPAN	3,389
株式会社スマートフィットネス	2,795
株式会社FS.shake	2,692
その他	41,290
合計	161,034

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
				$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ 365
(A)	(B)	(C)	(D)		
122,785	2,098,759	2,060,511	161,034	92.8	25

(注) 当期発生高には、消費税等が含まれております。

固定資産

a. 敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
レジデンス・ビルディング・マネジメント株式会社	49,757
東電不動産株式会社	17,715
その他	3,182
合計	70,655

流動負債

a. 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社E P A R K	11,659
株式会社クラウドマーケット	8,174
NHNテコラス株式会社	2,493
楽天モバイル株式会社	1,898
株式会社アークH.D	470
その他	966
合計	25,663

b. 未払金

相手先	金額(千円)
未払給与等	119,972
日本年金機構	15,509
株式会社uzufactory	9,417
株式会社インフィニティエージェント	7,358
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, inc	6,475
その他	28,035
合計	186,767

c. 未払消費税等

区分	金額(千円)
消費税及び地方消費税	58,591
合計	58,591

d. 前受金

相手先	金額(千円)
ワタミフードサービス株式会社	12,569
株式会社FS.shake	4,179
有限会社つまみ菜	3,999
株式会社ダイナック	3,486
株式会社ゴリップ	2,896
その他	67,748
合計	94,879

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	-	1,395,892	1,907,963
税引前四半期(当期)純利益(千円)	-	-	99,314	168,278
四半期(当期)純利益(千円)	-	-	64,503	118,023
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	-	12.90	23.60

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	-	-	4.20	10.70

- (注) 1. 当社は、2021年12月24日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。
2. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URLは以下のとおりであります。 https://s-cs-c.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)1. 当社株式は、2021年12月24日付で東京証券取引所マザーズへ上場したことに伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となったことから、該当事項はなくなっております。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されております。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)を
2021年11月19日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2021年12月8日及び2021年12月16日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月28日

株式会社CS - C

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 磨紀郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 知弘 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CS - Cの2020年10月1日から2021年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CS - Cの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。